

令和元年 11 月市議会 総務委員会資料

第 173 号議案 工事の請負契約の締結について
長崎市新庁舎建設空調設備工事

- | | | |
|---|--------------|---------|
| 1 | 工事の仮契約の概要 | 1～2 ページ |
| 2 | 制限付一般競争入札の概要 | 3～5 ページ |
| 3 | 総合評価落札方式の概要 | 6～9 ページ |

第 174 号議案 工事の請負契約の締結について
長崎市新庁舎建設電気工事

- | | | |
|---|--------------|-----------|
| 1 | 工事の仮契約の概要 | 10～11 ページ |
| 2 | 制限付一般競争入札の概要 | 12～14 ページ |
| 3 | 総合評価落札方式の概要 | 15～18 ページ |

第 175 号議案 工事の請負契約の締結について
長崎市新庁舎建設衛生設備工事

- | | | |
|---|--------------|-----------|
| 1 | 工事の仮契約の概要 | 19～20 ページ |
| 2 | 入札参加者及び入札結果 | 21 ページ |
| 3 | 入札参加資格審査結果 | 22 ページ |
| 4 | 制限付一般競争入札の概要 | 23～24 ページ |

第 176 号議案 工事の請負契約の締結について
長崎市新庁舎建設通信工事

- | | | |
|---|--------------|-----------|
| 1 | 工事の仮契約の概要 | 25～26 ページ |
| 2 | 入札参加者及び入札結果 | 27 ページ |
| 3 | 入札参加資格審査結果 | 28 ページ |
| 4 | 制限付一般競争入札の概要 | 29～30 ページ |

長崎市新庁舎建設 設備工事概要 31～41 ページ
(空調設備工事・電気工事・衛生設備工事・通信工事)

理 財 部
建 築 部
企 画 財 政 部



1 工事の仮契約の概要

第173号議案資料		担当	理 建 企 画	財 築 財 政	部 部 部
工 事 名	長崎市新庁舎建設空調設備工事				
契 約 金 額 (消費税含む)	2,553,650,000円				
落 札 金 額 (消費税含まない)	2,321,500,000円				
相 手 方	<p>新菱・フジエア・松栄特定建設工事共同企業体</p> <p>福岡市博多区綱場町3番3号 新菱冷熱工業株式会社九州支社 執行役員支社長 小倉 博</p> <p>長崎市田中町599番地 株式会社フジエアテック 代表取締役 藤川 彰二</p> <p>長崎市立山5丁目4番30号 株式会社松栄設備 代表取締役 平野 義高</p>				
工 期	議会の議決を得た日から令和4年8月10日まで				
契 約 の 方 法	一般競争入札（制限付一般競争入札）				
入 札	入札年月日	令和元年10月28日			
	入札回数	1回			
	入札参加者 及び入札結果	7ページ記載のとおり			
工 事 概 要	<p>1 工事場所 魚の町</p> <p>2 工事内容 熱源設備 一式</p> <p>空気調和設備 一式</p> <p>換気設備 一式</p> <p>排煙設備 一式</p> <p>自動制御設備 一式</p>				
落札者決定方式	<p>本工事は、技術力に係る資料の提出を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案型）を適用した工事である。</p>				

	工事費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
予算額①	千円 24,063,000	千円 158,278	千円 -	千円 16,966,800	千円 6,937,922	千円 -
既契約額②	千円 15,015,000	千円 98,763	千円 -	千円 10,587,000	千円 4,329,237	千円 -
契約額③ (内、空調 設備工事)	千円 6,916,698 (2,553,650)	千円 45,494 (16,797)	千円 - -	千円 4,876,800 (1,800,500)	千円 1,994,404 (736,353)	千円 - -
差引 ①-②-③	千円 2,131,302	千円 14,021	千円 -	千円 1,503,000	千円 614,281	千円 -

契約額は空調設備工事、電気工事、衛生設備工事、通信工事の合計額。
空調設備工事等に続き令和2年度以降、外構工事等を発注予定。

2 制限付一般競争入札の概要

(1) 入札に付する事項

- ア 工事名 長崎市新庁舎建設空調設備工事
- イ 工事場所 長崎市魚の町4番1の一部、4番100の一部
- ウ 工事内容 構造 地上 鉄骨造・鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）
地下 鉄筋コンクリート造
基礎 直接基礎（マットスラブ）
その他 免震構造
階数 地下1階 地上19階 塔屋1階
延べ面積 51,747.66㎡
熱源設備、空気調和設備、換気設備、排煙設備、自動制御設備
- エ 工期 議会の議決を得た日から令和4年8月10日まで

(2) 資格要件

ア 共同企業体としての要件

- (ア) 自主的に結成された共同企業体であること。
- (イ) 工事施工方式は、共同施工方式(甲型)とする。
- (ウ) 共同企業体は、3者で構成するものとし、(2)イ及び(2)ウの代表構成員の資格要件を満たすもの1者と、(2)イ及び(2)エのその他構成員の資格要件を満たすもの2者の組み合わせとする。ただし、各構成員は本入札に参加する他の共同企業体の構成員となることができない。
- (エ) 一構成員の出資比率の最小限度は20%とする。
- (オ) 存続期間は、次に掲げる共同企業体の区分に応じ、それぞれに定める期間とする。
- a 当該工事の請負契約の相手方となった共同企業体成立してから、当該工事の請負契約の履行後3か月以上
- b 当該工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体成立してから、当該工事の請負契約が締結された日まで
- (カ) 共同企業体の一構成員の代表者（入札・契約締結権限を有する受任者（以下「受任者」という。）を含む。）が、同一の共同企業体の他の構成員の代表者（受任者を含む。）を兼ねていないこと。

イ 共同企業体の構成員の資格要件

- (ア) 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。
- (イ) 長崎市建設工事等入札参加資格者名簿(建設工事)に登録がある者であること。
- (ウ) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱の規定に基づく指名停止期間中

でない者であること。

- (エ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者(更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、本市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、その審査を経て有資格業者として認定された者で、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)でないこと。
- (オ) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (カ) 本市競争入札参加資格の更新期限が経過していない者であること。
- (キ) 共同企業体の各構成員の各代表者(受任者を含む。)が、本入札に参加する他の共同企業体の各構成員の各代表者(受任者を含む。)と同一の者になっていない者であること。
- (ク) 同一年度中に本市又は本市上下水道局が行った他の建設工事の請負契約に係る制限付一般競争入札において、7件以上の落札をしていない者であること。ただし、「年度内落札制限(年6回)の適用除外工事」の落札を除く。
- (ケ) 開札日の前日から起算して1か月前に当たる日から開札日までの期間に本市又は本市上下水道局が行った他の建設工事の請負契約に係る制限付一般競争入札において、1件の落札価格(消費税込み。共同企業体の場合は、落札価格を各構成員の出資比率で按分した額)が1億5千万円以上の落札をしていない者であること。

ウ 代表構成員の資格要件

- (ア) (2)イ(イ)の名簿に本工事の工種に係る登録があり、特定建設業の許可を有する者であること。
- (イ) 本市における本工事の工種に係る公告日現在の総合数値が825点以上である者であること。
- (ウ) 元請(共同企業体においての実績は代表構成員としての実績)として、過去10か年の間に、国内において、国、地方公共団体等が発注した、延べ面積が25,000㎡以上の建築物新築工事に係る空調工事の契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者であること。
- (エ) 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係にある本工事の工種に係る監理技術者を専任で配置できる者であること。なお、当該技術者については、入札参加申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上の雇用関係にあること。

エ その他構成員の資格要件

- (ア) 長崎市内に本店を有する者であること。
- (イ) (2)イ(イ)の名簿に本工事の工種に係る登録があり、特定建設業の許可を有する者であること。
- (ウ) 本市における本工事の工種に係る公告日現在の総合数値が825点以上で

ある者であること。

- (エ) 建設業法の規定に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係にある本工事の工種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を主任技術者として専任で配置できる者であること。なお、当該技術者については、入札参加申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上の雇用関係にあること。

3 総合評価落札方式の概要

(1) 目的

総合評価落札方式による一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定により、価格だけでなく技術力も含め一体的に評価し、総合的に優れた調達を行う方法である。

新庁舎建設空調設備工事においては、高い技術力が求められ、かつ大規模な工事であるため、入札者の技術力、信頼性及び社会性並びに入札価格を一体として評価し、落札者を決定する必要があることから、総合評価一般競争入札を採用したものである。

(2) 総合評価の方法（落札者決定基準）

新庁舎建設空調設備工事の総合評価一般競争入札落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）については、長崎市総合評価一般競争入札審議会の意見を踏まえ、次のとおり決定した。

ア 評価値

落札者決定基準における評価値は、次の計算式により算定するものとする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} + \text{価格点}$$

イ 技術評価の形式

技術評価の形式は、配置予定技術者の能力、企業の施工能力、地域貢献及び技術提案を評価する技術提案評価型（技術提案型）とする。

ウ 技術評価点

技術評価点は、評価項目ごとに、各構成員それぞれに評価した点数を合計し、出資比率を乗じて出た数値を合計するものとする。ただし、評価値の算出に使用する出資比率は、実際の出資比率に関わらず、代表構成員を50%、その他構成員を25%として計算するものとする。

エ 基準価格

基準価格は価格点の最高点となる価格とし、予定価格×基準価格率により算定する。この場合において、基準価格率は、制限付一般競争入札で設定する最低制限価格率をこれに置き換えるものとする。

オ 低入札価格

低入札価格は、価格点が0点となる価格とし、予定価格×低入札価格率により算定する。低入札価格率は、0.85とする。

カ 価格点

価格点は、次の計算式により決定するものとする。

【価格点計算式】

(ア) 基準価格以上の場合 $Y = (1 - X/A) \times K$

(イ) 基準価格未満の場合 $Y = (X/A - c) / (b - c) \times (1 - b) \times K$

Y : 価格点

X : 入札価格

A : 予定価格

b : 基準価格率 = 0.89~0.91 (ランダムに決定)

c : 低入札価格率 = 0.85

k : 最大価格点 = 30

K : 価格点係数 = $k / (1 - b)$

(3) 落札者の決定

入札参加者の商号又は名称	入札価格	技術 評価点	価格点	評価値	順位
新菱・フジエア・松栄特定建設 工事共同企業体	2,321,500,000円	79.85	28.88	108.73	1位 (落札)
三機・日冷・九設特定建設工事 共同企業体	2,331,000,000円	73.25	27.68	100.93	2位
ダイダン・星野管工設備・K I Y O特定建設工事共同企業体	2,318,000,000円	66.50	29.32	95.82	3位
三建・長与・旭特定建設工事共 同企業体	2,321,489,170円	51.50	28.88	80.38	4位

(参考)

予定価格(消費税含まない)・・・①	2,551,087,000円
基準価格率・・・②	0.9065
基準価格(消費税含まない)・・・①×②	2,312,560,365円

(4) 長崎市総合評価一般競争入札審議会における技術提案に関する審査講評

提案内容について、標準施工を上回り、かつ多くの工夫が見られるかどうか評価を行った結果、配点に若干の差が生じたが、どの提案も設計図書や現場条件をよく理解され、優れた提案であった。

なお、工事施工にあたっては、以下の2点を実施するよう要望があった。

- ・ 建築工事、空調設備工事及び電気工事の施工業者間で調整し、アンカー打設など事前に行えることは、あらかじめ建築工事で施工することで作業の効率化を図ること。
- ・ 提案内容について、適切に設計へ反映し、工程に後戻りが生じることのないよう連携を図ること。

(5) 技術評価点の内訳

評価項目	評価内容	評価基準	配点	新菱・フジ エア・松栄 共同企業体	三機・日 冷・九設 共同企業 体	ダイダン・ 星野管工設 備・KIY 共同企業 体	三建・長 与・旭共同 企業体
配置予定技術者の能力							
資格と経験	監理技術者及び主任技術者の資格は、一級管工事施工管理技士又は技術士とする。経験年数は、資格取得日から公告日までの経過年数とする。	A：10年以上	10	10	9	9.5	9.5
		B：経験5年以上10年未満	8				
		C：3年以上5年未満	6				
		D：1年以上3年未満	4				
		E：1年未満	0				
同種・類似 工事の実績	<p>①平成21年4月1日から平成31年3月31日までに国内において、国、地方公共団体等から発注され完成した工事の中から、単独又は代表構成員の監理技術者として施工した工事1件を記載する。</p> <p>②同種工事とは、国、地方公共団体等が発注した、延べ面積が50,000㎡以上の建築物新築工事に係る空調工事とする。</p> <p>③類似工事とは、国、地方公共団体等が発注した、延べ面積が25,000㎡以上の建築物新築工事に係る空調工事とする。</p>	A：同種工事	15	5	7.5	5	5
		B：類似工事	10				
		C：なし	0				
企業の施工能力							
総合数値	長崎市の資格審査における管工事の総合数値。	総合数値×0.005 (小数点以下第1位を四捨五入)	—	7.75	7.25	7	7
同種・類似 工事の実績	<p>①平成21年4月1日から平成31年3月31日までに、国内において、国、地方公共団体等から発注され完成した工事の中から、単独又は代表構成員として施工した工事1件を記載する。</p> <p>②同種工事とは、国、地方公共団体等が発注した、延べ面積が50,000㎡以上の建築物新築工事に係る空調工事とする。</p> <p>③類似工事とは、国、地方公共団体等が発注した、延べ面積が25,000㎡以上の建築物新築工事に係る空調工事とする。</p>	A：同種工事	15	7.5	7.5	5	5
		B：類似工事	10				
		C：なし	0				

労務賃金の支払い	①「1日当りの平均労務賃金」を「長崎県の設計労務単価以上支払う」こととする。 ②元請及び下請全ての、以下に示す作業員の「1日当りの平均労務賃金」を対象とする。 ・配管工 19,000円	A：誓約する	10	10	10	10	0
		B：誓約しない	0				
地域貢献							
下請け及び資器材調達における市内業者の活用	下請け及び資器材調達における市内業者への発注率	市内業者への発注率×20点	20	16.6	7	7	6
技術提案							
施工上の課題への提案	提案が適切で工夫がみられる場合を評価する。 ①工程管理 建築工事や電気設備工事などの別途発注工事との総合調整や、作業効率向上のための手法について ②品質管理 設備の長寿命化及び効率的な維持管理の実現に向けた、施工・品質管理の手法について ③安全管理、交通対策 現場の安全管理、資機材搬入時の対策について ④環境対策 騒音、振動、大気汚染に対する対応について	最大20点 4つの課題を3段階で評価 A：5点 B：3点 C：0点	20	18	20	20	16
自由提案	上記地域貢献及び施工上の課題への提案以外で、地域貢献や目的物の機能向上等に関する自由な提案を評価。	A：5点 B：3点 C：0点	5	5	5	3	3
合 計			-	79.85	73.25	66.50	51.50

1 工事の仮契約の概要

第174号議案資料		担当	理 建 企	財 画 財	部 部 政 部																								
工 事 名	長崎市新庁舎建設電気工事																												
契 約 金 額 (消費税込)	2,469,940,000円																												
落 札 金 額 (消費税含まない)	2,245,400,000円																												
相 手 方	<p>関電工・イナツマ電気・長崎電建工業特定建設工事共同企業体</p> <p>福岡市中央区薬院一丁目1番1号 株式会社関電工西日本営業本部九州支店 支店長 小原 隆</p> <p>長崎市西山2丁目2番3号 株式会社イナツマ電気工事 代表取締役 真崎 庸一郎</p> <p>長崎市北陽町934番地6 長崎電建工業株式会社 代表取締役 三原 英樹</p>																												
工 期	議会の議決を得た日から令和4年8月10日まで																												
契 約 の 方 法	一般競争入札（制限付一般競争入札）																												
入 札	入札年月日	令和元年10月28日																											
	入札回数	1回																											
	入札参加者 及び入札結果	16ページ記載のとおり																											
工 事 概 要	<p>1 工事場所 魚の町</p> <p>2 工事内容</p> <table border="0"> <tr> <td>受変電設備</td> <td>一式</td> <td>雷保護設備</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>発電設備</td> <td>一式</td> <td>航空障害灯設備</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>電力貯蔵設備</td> <td>一式</td> <td>ホバリング対応設備</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>幹線設備</td> <td>一式</td> <td>構内配電線路</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>動力設備</td> <td>一式</td> <td>構内通信線路</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>電灯設備</td> <td>一式</td> <td>モックアップ設備</td> <td>一式</td> </tr> </table>					受変電設備	一式	雷保護設備	一式	発電設備	一式	航空障害灯設備	一式	電力貯蔵設備	一式	ホバリング対応設備	一式	幹線設備	一式	構内配電線路	一式	動力設備	一式	構内通信線路	一式	電灯設備	一式	モックアップ設備	一式
受変電設備	一式	雷保護設備	一式																										
発電設備	一式	航空障害灯設備	一式																										
電力貯蔵設備	一式	ホバリング対応設備	一式																										
幹線設備	一式	構内配電線路	一式																										
動力設備	一式	構内通信線路	一式																										
電灯設備	一式	モックアップ設備	一式																										
落札者決定方式	<p>本工事は、技術力に係る資料の提出を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案型）を適用した工事である。</p>																												

財 源 内 訳

	工事費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
予算額①	千円 24,063,000	千円 158,278	千円 -	千円 16,966,800	千円 6,937,922	千円 -
既契約額②	千円 15,015,000	千円 98,763	千円 -	千円 10,587,000	千円 4,329,237	千円 -
契約額③ (内、電気 工事)	千円 6,916,698 (2,469,940)	千円 45,494 (16,246)	千円 - -	千円 4,876,800 (1,741,500)	千円 1,994,404 (712,194)	千円 - -
差引 ①-②-③	千円 2,131,302	千円 14,021	千円 -	千円 1,503,000	千円 614,281	千円 -

契約額は空調設備工事、電気工事、衛生設備工事、通信工事の合計額。
 空調設備工事等に続き令和2年度以降、外構工事等を発注予定。

2 制限付一般競争入札の概要

(1) 入札に付する事項

- ア 工事名 長崎市新庁舎建設電気工事
- イ 工事場所 長崎市魚の町4番1の一部、4番100の一部
- ウ 工事内容 構造 地上 鉄骨造・鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）
地下 鉄筋コンクリート造
基礎 直接基礎（マットスラブ）
その他 免震構造
- 階数 地下1階 地上19階 塔屋1階
- 延べ面積 51,747.66㎡
- 受変電設備、発電設備、電力貯蔵設備、幹線設備、動力設備、電灯設備、雷保護設備、航空障害灯設備、ホバリング対応設備、構内配電線路、構内通信線路、モックアップ設備
- エ 工期 議会の議決を得た日から令和4年8月10日まで

(2) 資格要件

ア 共同企業体としての要件

- (ア) 自主的に結成された共同企業体であること。
- (イ) 工事施工方式は、共同施工方式(甲型)とする。
- (ウ) 共同企業体は、3者で構成するものとし、(2)イ及び(2)ウの代表構成員の資格要件を満たすもの1者と、(2)イ及び(2)エのその他構成員の資格要件を満たすもの2者の組み合わせとする。ただし、各構成員は本入札に参加する他の共同企業体の構成員となることができない。
- (エ) 一構成員の出資比率の最小限度は20%とする。
- (オ) 存続期間は、次に掲げる共同企業体の区分に応じ、それぞれに定める期間とする。
- a 当該工事の請負契約の相手方となった共同企業体
成立してから、当該工事の請負契約の履行後3か月以上
- b 当該工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体
成立してから、当該工事の請負契約が締結された日まで
- (カ) 共同企業体の一構成員の代表者（入札・契約締結権限を有する受任者（以下「受任者」という。）を含む。）が、同一の共同企業体の他の構成員の代表者（受任者を含む。）を兼ねていないこと。

イ 共同企業体の構成員の資格要件

- (ア) 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。
- (イ) 長崎市建設工事等入札参加資格者名簿(建設工事)に登録がある者であること。
- (ウ) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領及び長崎市各種契約等に

おける暴力団等の排除措置に関する要綱の規定に基づく指名停止期間中でない者であること。

- (エ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者(更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、本市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、その審査を経て有資格業者として認定された者で、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)でないこと。
- (オ) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (カ) 本市競争入札参加資格の更新期限が経過していない者であること。
- (キ) 共同企業体の各構成員の各代表者(受任者を含む。)が、本入札に参加する他の共同企業体の各構成員の各代表者(受任者を含む。)と同一の者になっていない者であること。
- (ク) 同一年度中に本市又は本市上下水道局が行った他の建設工事の請負契約に係る制限付一般競争入札において、7件以上の落札をしていない者であること。ただし、「年度内落札制限(年6回)の適用除外工事」の落札を除く。
- (ケ) 開札日の前日から起算して1か月前に当たる日から開札日までの期間に本市又は本市上下水道局が行った他の建設工事の請負契約に係る制限付一般競争入札において、1件の落札価格(消費税込み。共同企業体の場合は、落札価格を各構成員の出資比率で按分した額)が1億5千万円以上の落札をしていない者であること。

ウ 代表構成員の資格要件

- (ア) (2)イ(イ)の名簿に本工事の工種に係る登録があり、特定建設業の許可を有する者であること。
- (イ) 本市における本工事の工種に係る公告日現在の総合数値が840点以上である者であること。
- (ウ) 元請(共同企業体においての実績は代表構成員としての実績)として、過去15か年の間に、国内において、国、地方公共団体等が発注した、受電設備容量1,000kVA以上の建築物新築工事に係る電気工事の契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者であること。
- (エ) 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係にある本工事の工種に係る監理技術者を専任で配置できる者であること。なお、当該技術者については、入札参加申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上の雇用関係にあること。

エ その他構成員の資格要件

- (ア) 長崎市内に本店を有する者であること。
- (イ) (2)イ(イ)の名簿に本工事の工種に係る登録があり、特定建設業の許可を有する者であること。

- (ウ) 本市における本工事の工種に係る公告日現在の総合数値が840点以上である者であること。
- (エ) 建設業法の規定に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係にある本工事の工種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を主任技術者として専任で配置できる者であること。なお、当該技術者については、入札参加申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上の雇用関係にあること。

3 総合評価落札方式の概要

(1) 目的

総合評価落札方式による一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定により、価格だけでなく技術力も含め一体的に評価し、総合的に優れた調達を行う方法である。

新庁舎建設電気工事においては、高い技術力が求められ、かつ大規模な工事であるため、入札者の技術力、信頼性及び社会性並びに入札価格を一体として評価し、落札者を決定する必要があることから、総合評価一般競争入札を採用したものである。

(2) 総合評価の方法（落札者決定基準）

新庁舎建設電気工事の総合評価一般競争入札落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）については、長崎市総合評価一般競争入札審議会の意見を踏まえ、次のとおり決定した。

ア 評価値

落札者決定基準における評価値は、次の計算式により算定するものとする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} + \text{価格点}$$

イ 技術評価の形式

技術評価の形式は、配置予定技術者の能力、企業の施工能力、地域貢献及び技術提案を評価する技術提案評価型（技術提案型）とする。

ウ 技術評価点

技術評価点は、評価項目ごとに、各構成員それぞれに評価した点数を合計し、出資比率を乗じて出た数値を合計するものとする。ただし、評価値の算出に使用する出資比率は、実際の出資比率に関わらず、代表構成員を50%、その他構成員を25%として計算するものとする。

エ 基準価格

基準価格は価格点の最高点となる価格とし、予定価格×基準価格率により算定する。この場合において、基準価格率は、制限付一般競争入札で設定する最低制限価格率をこれに置き換えるものとする。

オ 低入札価格

低入札価格は、価格点が0点となる価格とし、予定価格×低入札価格率により算定する。低入札価格率は、0.85とする。

カ 価格点

価格点は、次の計算式により決定するものとする。

【価格点計算式】

(ア) 基準価格以上の場合 $Y = (1 - X/A) \times K$

(イ) 基準価格未満の場合 $Y = (X/A - c) / (b - c) \times (1 - b) \times K$

Y : 価格点

X : 入札価格

A : 予定価格

b : 基準価格率 = 0.89~0.91 (ランダムに決定)

c : 低入札価格率 = 0.85

k : 最大価格点 = 30

K : 価格点係数 = $k / (1 - b)$

(3) 落札者の決定

入札参加者の商号又は名称	入札価格	技術 評価点	価格点	評価値	順位
関電工・イナツマ電気・長崎電 建工業特定建設工事共同企業 体	2,245,400,000円	82.75	27.55	110.30	1位 (落札)
九電工・チョーエイ・長崎電業 特定建設工事共同企業体	2,263,000,000円	83.50	25.54	109.04	2位
東光・長崎・原口特定建設工事 共同企業体	2,248,000,000円	80.50	27.25	107.75	3位

(参考)

予定価格(消費税含まない)・・・①	2,486,742,000円
基準価格率・・・②	0.8943
基準価格(消費税含まない)・・・①×②	2,223,893,370円

(4) 長崎市総合評価一般競争入札審議会における技術提案に関する審査講評

提案内容について、標準施工を上回り、かつ多くの工夫が見られるかどうか評価を行った結果、配点に若干の差が生じたが、どの提案も設計図書や現場条件をよく理解され、優れた提案であった。

なお、工事施工にあたっては、以下の2点を実施するよう要望があった。

- ・ 建築工事、空調設備工事及び電気工事の施工業者間で調整し、アンカー打設など事前に行うことは、あらかじめ建築工事で施工することで作業の効率化を図ること。
- ・ 提案内容について、適切に設計へ反映し、工程に後戻りが生じることのないよう連携を図ること。

(5) 技術評価点の内訳

評価項目	評価内容	評価基準	配点	関電工・イナ ツマ電気・長 崎電建工業 共同企業体	九電工・テ ヨーエイ・ 長崎電業 共同企業体	東光・長崎・ 原口 共同企業体
配置予定技術者の能力						
資格と経験	監理技術者及び主任技術者の資格は、一級電気工事施工管理技士又は技術士とする。経験年数は、資格取得日から公告日までの経過年数とする。	A：10年以上	10	10	9.5	10
		B：経験5年以上10年未満	8			
		C：3年以上5年未満	6			
		D：1年以上3年未満	4			
		E：1年未満	0			
同種・類似 工事の実績	①平成16年4月1日から平成31年3月31日までに国内において、国、地方公共団体等から発注され完成した工事の中から、単独又は代表構成員の監理技術者として施工した工事1件を記載する。 ②同種工事とは、国、地方公共団体等が発注した、受電設備容量6,000kVA以上の建築物新築工事に係る電気工事とする。 ③類似工事とは、国、地方公共団体等が発注した、受電設備容量1,000kVA以上の建築物新築工事に係る電気工事とする。	A：同種工事	15	7.5	5	5
		B：類似工事	10			
		C：なし	0			
企業の施工能力						
総合数値	長崎市の資格審査における電気工事の総合数値。	総合数値×0.005 (小数点以下第1位を四捨五入)	-	7.75	8	7
同種・類似 工事の実績	①平成16年4月1日から平成31年3月31日までに、国内において、国、地方公共団体等から発注され完成した工事の中から、単独又は代表構成員として施工した工事1件を記載する。 ②同種工事とは、国、地方公共団体等が発注した、受電設備容量6,000kVA以上の建築物新築工事に係る電気工事とする。 ③類似工事とは、国、地方公共団体等が発注した、受電設備容量1,000kVA以上の建築物新築工事に係る電気工事とする。	A：同種工事	15	12.5	10	7.5
		B：類似工事	10			
		C：なし	0			

労務賃金の支払い	①「1日当りの平均労務賃金」を「長崎県の設計労務単価以上支払う」とする。 ②元請及び下請全ての、以下に示す作業員の「1日当りの平均労務賃金」を対象とする。 ・電工 19,300円	A: 誓約する	10	10	10	10
		B: 誓約しない	0			
地域貢献						
下請け及び資器材調達における市内業者の活用	下請け及び資器材調達における市内業者への発注率	市内業者への発注率×20点	20	20	18	20
技術提案						
施工上の課題への提案	提案が適切で工夫がみられる場合を評価する。 ①工程管理 建築工事や空調設備工事などの別途発注工事との総合調整や、作業効率向上のための手法について ②品質管理 設備の長寿命化及び効率的な維持管理の実現に向けた、施工・品質管理の手法について ③安全管理、交通対策 現場の安全管理、資機材搬入時の対策について ④環境対策 騒音、振動、大気汚染に対する対応について	最大20点 4つの課題を3段階で評価 A: 5点 B: 3点 C: 0点	20	12	18	18
自由提案	上記地域貢献及び施工上の課題への提案以外で、地域貢献や目的物の機能向上等に関する自由な提案を評価。	A: 5点 B: 3点 C: 0点	5	3	5	3
合計			-	82.75	83.50	80.50

1 工事の仮契約の概要

第175号議案資料		担当	理 建 企	財 画 財	部 部 政 部
工 事 名	長崎市新庁舎建設衛生設備工事				
契 約 金 額 (消費税込)	1,357,576,000円				
落 札 金 額 (消費税含まない)	1,234,160,000円				
相 手 方	<p>旭管・日冷・長与管工特定建設工事共同企業体</p> <p>長崎市諏訪町4番8号 株式会社旭管工社 代表取締役 中村 勝</p> <p>長崎市元船町14番10号 株式会社日本冷熱 代表取締役 石川 淳一</p> <p>長崎市女の都4丁目1番19号 株式会社長与管工設備工業所 代表取締役 尾川 公一</p>				
工 期	議会の議決を得た日から令和4年8月10日まで				
契 約 の 方 法	一般競争入札（制限付一般競争入札）				
入 札	入札年月日	令和元年10月28日			
	入札回数	1回			
	入札参加者 及び入札結果	21ページ記載のとおり			
工 事 概 要	<p>1 工事場所 魚の町</p> <p>2 工事内容 衛生器具設備 一式 消火設備 一式 給水設備 一式 ガス設備 一式 排水設備 一式 雨水濾過設備 一式 給湯設備 一式 さく井設備 一式</p>				

財 源 内 訳	工事費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
		千円	千円	千円	千円	千円
予算額①	24,063,000	158,278	-	16,966,800	6,937,922	-
既契約額②	15,015,000	98,763	-	10,587,000	4,329,237	-
契約額③ (内、衛生 設備工事)	6,916,698 (1,357,576)	45,494 (8,929)	- -	4,876,800 (957,200)	1,994,404 (391,447)	- -
差引 ①-②-③	2,131,302	14,021	-	1,503,000	614,281	-

契約額は空調設備工事、電気工事、衛生設備工事、通信工事の合計額。
空調設備工事等に続き令和2年度以降、外構工事等を発注予定。

2 入札参加者及び入札結果

予 定 価 格 (消費税含まない)	1,256,775,000円
最低制限価格 (消費税含まない) (最低制限価格率)	1,143,036,862円 (90.95%)

※下記入札金額については、消費税は含まない。

(円)

番号	業 者 名	第1回 (入札率)	第2回 (入札率)	結 果
1	旭管・日冷・長与管工特定建設工事共同企業体	1,234,160,000 (98.20%)	—	落札
2	松栄・フジエア・九設特定建設工事共同企業体	—	—	無効 同日落札

3 入札参加資格審査結果

番号	業者名	代表構成員名	特定建設 業許可	総合数値 (点)	施工実績	
		その他構成員名			工事名	金額(円)
1	旭管・日冷・長与管工 特定建設工事共同企 業体	(株)旭管工社	有	1,026	長崎県警察本部庁 舎衛生設備工事	397,716,480
		(株)日本冷熱	有	1,124	-	-
		(株)長与管工設備工 業所	有	1,072	-	-
2	松栄・フジエア・九設 特定建設工事共同企 業体	(株)松栄設備	有	1,045	大園団地(2期)公営 住宅新築管工事(2)	124,866,705
		(株)フジエアテック	有	1,172	-	-
		九設工業(株)	有	959	-	-

4 制限付一般競争入札の概要

(1) 入札に付する事項

- ア 工事名 長崎市新庁舎建設衛生設備工事
- イ 工事場所 長崎市魚の町4番1の一部、4番100の一部
- ウ 工事内容 衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備、雨水濾過設備、さく井設備
- エ 工期 議会の議決を得た日から令和4年8月10日まで

(2) 資格要件

ア 共同企業体としての要件

- (ア) 自主的に結成された共同企業体であること。
- (イ) 工事施工方式は、共同施工方式(甲型)とする。
- (ウ) 共同企業体は、3者で構成するものとし、(2)イ及び(2)ウの代表構成員の資格要件を満たすもの1者と、(2)イ及び(2)エのその他構成員の資格要件を満たすもの2者の組み合わせとする。ただし、各構成員は本入札に参加する他の共同企業体の構成員となることができない。
- (エ) 一構成員の出資比率の最小限度は20%とする。
- (オ) 存続期間は、次に掲げる共同企業体の区分に応じ、それぞれに定める期間とする。
 - a 当該工事の請負契約の相手方となった共同企業体成立してから、当該工事の請負契約の履行後3か月以上
 - b 当該工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体成立してから、当該工事の請負契約が締結された日まで
- (カ) 共同企業体の一構成員の代表者(入札・契約締結権限を有する受任者(以下「受任者」という。))を含む。)が、同一の共同企業体の他の構成員の代表者(受任者を含む。)を兼ねていないこと。

イ 共同企業体の構成員の資格要件

- (ア) 長崎市契約規則(昭和39年長崎市規則第26号)第2条第1項に規定する者(同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。)に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。
- (イ) 長崎市建設工事等入札参加資格者名簿(建設工事)に登録がある者であること。
- (ウ) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱の規定に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (エ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあつた者(更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、本市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、その審査を経て有資格業者として認定された者で、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可

の決定が確定された者を除く。)でないこと。

- (オ) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあつた者でないこと。
- (カ) 本市競争入札参加資格の更新期限が経過していない者であること。
- (キ) 共同企業体と、本入札に参加する他の共同企業体に資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。
- (ク) 同一年度中に本市又は本市上下水道局が行つた他の建設工事の請負契約に係る制限付一般競争入札において、7件以上の落札をしていない者であること。ただし、「年度内落札制限(年6回)の適用除外工事」の落札を除く。
- (ケ) 開札日(初回入札の開札日をいう。以下同じ。)の前日から起算して1か月前に当たる日から開札日までの期間に本市又は本市上下水道局が行つた他の建設工事の請負契約に係る制限付一般競争入札において、1件の落札価格(消費税込み。共同企業体の場合は、落札価格を各構成員の出資比率で按分した額)が1億5千万円以上の落札をしていない者であること。

ウ 代表構成員の資格要件

- (ア) 長崎市内に本店を有する者であること。
- (イ) (2)イ(イ)の名簿に本工事の工種に係る登録があり、特定建設業の許可を有する者であること。
- (ウ) 本市における本工事の工種に係る公告日現在の総合数値が825点以上である者であること。
- (エ) 元請(共同企業体においての実績は代表構成員としての実績)として過去10か年の間に、国内において、国、地方公共団体等と延べ面積が5,000㎡以上の建築物新築工事に係る衛生設備工事の契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者であること。
- (オ) 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係にある本工事の工種に係る監理技術者を専任で配置できる者であること。なお、当該技術者については、入札参加申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上の雇用関係にあること。

エ その他構成員の資格要件

- (ア) 長崎市内に本店を有する者であること。
- (イ) (2)イ(イ)の名簿に本工事の工種に係る登録があり、特定建設業の許可を有する者であること。
- (ウ) 本市における本工事の工種に係る公告日現在の総合数値が825点以上である者であること。
- (エ) 建設業法の規定に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係にある本工事の工種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を主任技術者として専任で配置できる者であること。なお、当該技術者については、入札参加申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上の雇用関係にあること。

1 工事の仮契約の概要

第176号議案資料		担当	理 財 部 建 築 部 企 画 財 政 部																												
工 事 名	長崎市新庁舎建設通信工事																														
契 約 金 額 (消費税込)	535,531,997円																														
落 札 金 額 (消費税含まない)	486,847,270円																														
相 手 方	<p>長崎電気・三エ電機特定建設工事共同企業体</p> <p>長崎市浪の平町1番35号 長崎電気株式会社 代表取締役 柴田 正明</p> <p>長崎市大橋町6番6号 株式会社三エ電機 代表取締役 小林 純一</p>																														
工 期	議会の議決を得た日から令和4年8月10日まで																														
契 約 の 方 法	一般競争入札（制限付一般競争入札）																														
入 札	入札年月日	令和元年10月28日																													
	入札回数	1回																													
	入札参加者 及び入札結果	27ページ記載のとおり																													
工 事 概 要	<p>1 工事場所 魚の町</p> <p>2 工事内容</p> <table border="0"> <tr> <td>構内交換設備</td> <td>一式</td> <td>テレビ共同受信設備</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>構内情報通信網設備</td> <td>一式</td> <td>情報表示設備</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>登退庁設備</td> <td>一式</td> <td>I T V 設備</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>拡声設備</td> <td>一式</td> <td>駐車場管制設備</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>映像・音響設備</td> <td>一式</td> <td>入退室管理設備</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>議場・委員会用配管設備</td> <td>一式</td> <td>機 械 警 備</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>誘導支援設備</td> <td>一式</td> <td>火災報知設備</td> <td>一式</td> </tr> </table>			構内交換設備	一式	テレビ共同受信設備	一式	構内情報通信網設備	一式	情報表示設備	一式	登退庁設備	一式	I T V 設備	一式	拡声設備	一式	駐車場管制設備	一式	映像・音響設備	一式	入退室管理設備	一式	議場・委員会用配管設備	一式	機 械 警 備	一式	誘導支援設備	一式	火災報知設備	一式
構内交換設備	一式	テレビ共同受信設備	一式																												
構内情報通信網設備	一式	情報表示設備	一式																												
登退庁設備	一式	I T V 設備	一式																												
拡声設備	一式	駐車場管制設備	一式																												
映像・音響設備	一式	入退室管理設備	一式																												
議場・委員会用配管設備	一式	機 械 警 備	一式																												
誘導支援設備	一式	火災報知設備	一式																												

財 源 内 訳	工事費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
予算額①	千円 24,063,000	千円 158,278	千円 -	千円 16,966,800	千円 6,937,922	千円 -
既契約額②	千円 15,015,000	千円 98,763	千円 -	千円 10,587,000	千円 4,329,237	千円 -
契約額③ (内、通信 工事)	千円 6,916,698 (535,532)	千円 45,494 (3,522)	千円 - -	千円 4,876,800 (377,600)	千円 1,994,404 (154,410)	千円 - -
差引 ①-②-③	千円 2,131,302	千円 14,021	千円 -	千円 1,503,000	千円 614,281	千円 -

契約額は空調設備工事、電気工事、衛生設備工事、通信工事の合計額。
空調設備工事等に続き令和2年度以降、外構工事等を発注予定。

2 入札参加者及び入札結果

予 定 価 格 (消費税含まない)	534,997,000円
最低制限価格 (消費税含まない) (最低制限価格率)	484,867,781円 (90.63%)

※下記入札金額については、消費税は含まない。

(円)

番号	業 者 名	第1回 (入札率)	第2回 (入札率)	結 果
1	長崎電気・三工電機特定建設工事共同企業体	486,847,270 (91.00%)	—	落札
2	チヨーエイ・長崎電業特定建設工事共同企業体	534,000,000 (99.81%)	—	
3	イナヅマ電気・長崎電建工業特定建設工事共同企業体	—	—	無効 同日落札

3 入札参加資格審査結果

番号	業者名	代表構成員名	特定建設業許可
		その他構成員名	
1	長崎電気・三工電機特定建設工事共同企業体	長崎電気(株)	有
		(株)三工電機	有
2	チヨーエイ・長崎電業特定建設工事共同企業体	(株)チヨーエイ	有
		長崎電業(株)	有
3	イナヅマ電気・長崎電建工業特定建設工事共同企業体	(株)イナヅマ電気工事	有
		長崎電建工業(株)	有

4 制限付一般競争入札の概要

(1) 入札に付する事項

- ア 工事名 長崎市新庁舎建設通信工事
- イ 工事場所 長崎市魚の町4番1の一部、4番100の一部
- ウ 工事内容 構内交換設備、構内情報通信網設備、登退庁設備、拡声設備、映像・音響設備、議場・委員会用配管設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、情報表示設備、ITV設備、駐車場管制設備、入退室管理設備、機械警備、火災報知設備
- エ 工期 議会の議決を得た日から令和4年8月10日まで

(2) 資格要件

ア 共同企業体としての要件

- (ア) 自主的に結成された共同企業体であること。
- (イ) 工事施工方式は、共同施工方式(甲型)とする。
- (ウ) 共同企業体は、2者で構成するものとし、(2)イ及び(2)ウの代表構成員の資格要件を満たすもの1者と、(2)イ及び(2)エのその他構成員の資格要件を満たすもの1者の組み合わせとする。ただし、各構成員は本入札に参加する他の共同企業体の構成員となることができない。
- (エ) 一構成員の出資比率の最小限度は30%とする。
- (オ) 存続期間は、次に掲げる共同企業体の区分に応じ、それぞれに定める期間とする。
- a 当該工事の請負契約の相手方となった共同企業体
成立してから、当該工事の請負契約の履行後3か月以上
- b 当該工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体
成立してから、当該工事の請負契約が締結された日まで
- (カ) 共同企業体の一構成員の代表者(入札・契約締結権限を有する受任者(以下「受任者」という。))を含む。)が、同一の共同企業体の他の構成員の代表者(受任者を含む。)を兼ねていないこと。

イ 共同企業体の構成員の資格要件

- (ア) 長崎市契約規則(昭和39年長崎市規則第26号)第2条第1項に規定する者(同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。)に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。
- (イ) 長崎市建設工事等入札参加資格者名簿(建設工事)に登録がある者であること。
- (ウ) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱の規定に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (エ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあつた者(更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、本市の入札

参加資格審査申請書を再度提出し、その審査を経て有資格業者として認定された者で、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)でないこと。

- (オ) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (カ) 本市競争入札参加資格の更新期限が経過していない者であること。
- (キ) 共同企業体と、本入札に参加する他の共同企業体に資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。
- (ク) 同一年度中に本市又は本市上下水道局が行った他の建設工事の請負契約に係る制限付一般競争入札において、7件以上の落札をしていない者であること。ただし、「年度内落札制限(年6回)の適用除外工事」の落札を除く。
- (ケ) 開札日(初回入札の開札日をいう。以下同じ。)の前日から起算して1か月前に当たる日から開札日までの期間に本市又は本市上下水道局が行った他の建設工事の請負契約に係る制限付一般競争入札において、1件の落札価格(消費税込み。共同企業体の場合は、落札価格を各構成員の出資比率で按分した額)が1億5千万円以上の落札をしていない者であること。

ウ 代表構成員の資格要件

- (ア) 長崎市内に本店を有する者であること。
- (イ) (2)イ(イ)の名簿に本工事の工種に係る登録があり、特定建設業の許可を有する者であること。
- (ウ) 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係にある本工事の工種に係る監理技術者を専任で配置できる者であること。なお、当該技術者については、入札参加申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上の雇用関係にあること。

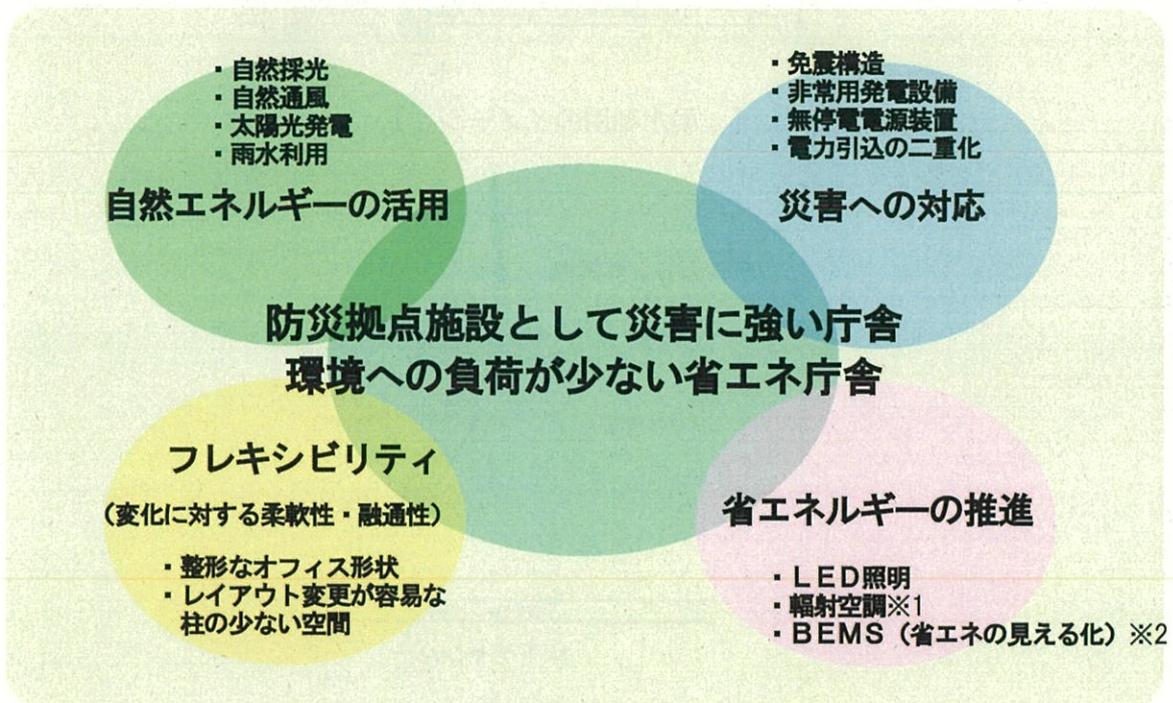
エ その他構成員の資格要件

- (ア) 長崎市内に本店を有する者であること。
- (イ) (2)イ(イ)の名簿に本工事の工種に係る登録があり、特定建設業の許可を有する者であること。
- (ウ) 建設業法の規定に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係にある本工事の工種に係る監理技術者又は主任技術者を主任技術者として専任で配置できる者であること。なお、当該技術者については、入札参加申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上の雇用関係にあること。

長崎市新庁舎建設 設備工事概要
(空調設備工事・電気工事・衛生設備工事・通信工事)

1 基本方針

- ① 自然エネルギーの積極的活用と最新の省エネルギー技術の導入により、環境への負荷が少ない庁舎とします。
- ② 防災拠点として、災害時にも機能しつづけるための建物性能の確保、インフラ整備を行います。
- ③ 建物のライフサイクルコストを低減する設備とします。



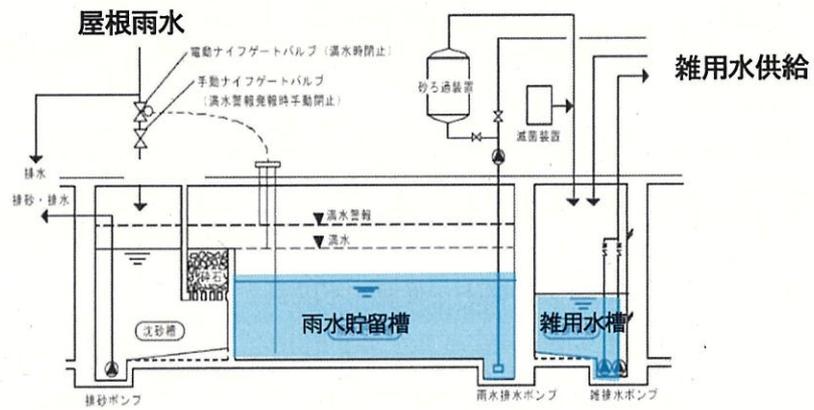
【 防災性と環境性に優れた庁舎のイメージ 】

※1 輻射空調：冷水や温水が循環するパネル（輻射パネル）により、風主体ではなく輻射熱による空調方式

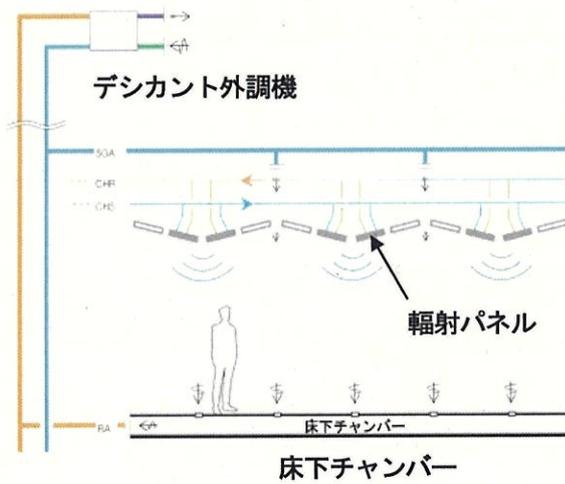
※2 BEMS (Building Energy Management System)：ビルの機器・設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステム

(1) 自然エネルギーの活用・省エネルギーの推進

- ① 太陽光パネルの設置（別途工事）、雨水利用、自然採光など、自然エネルギーを活用した施設計画とします。
- ② 庇などによる日射負荷の低減や断熱性能の向上、快適性と経済性の高い輻射パネル空調方式の採用、LED照明などの省エネ機器の選定、明るさセンサーや人感センサーを活用した照明制御などにより、建物の一次エネルギー消費量を現行省エネ基準に対して50%以上削減します。
- ③ BEMSを採用し、各種機器やシステムを適切に管理することにより、光熱水費の低減を図ります。



【 雨水利用のイメージ 】



【 基準階執務室空調イメージ 】



【 基準階執務室内部の環境イメージ 】



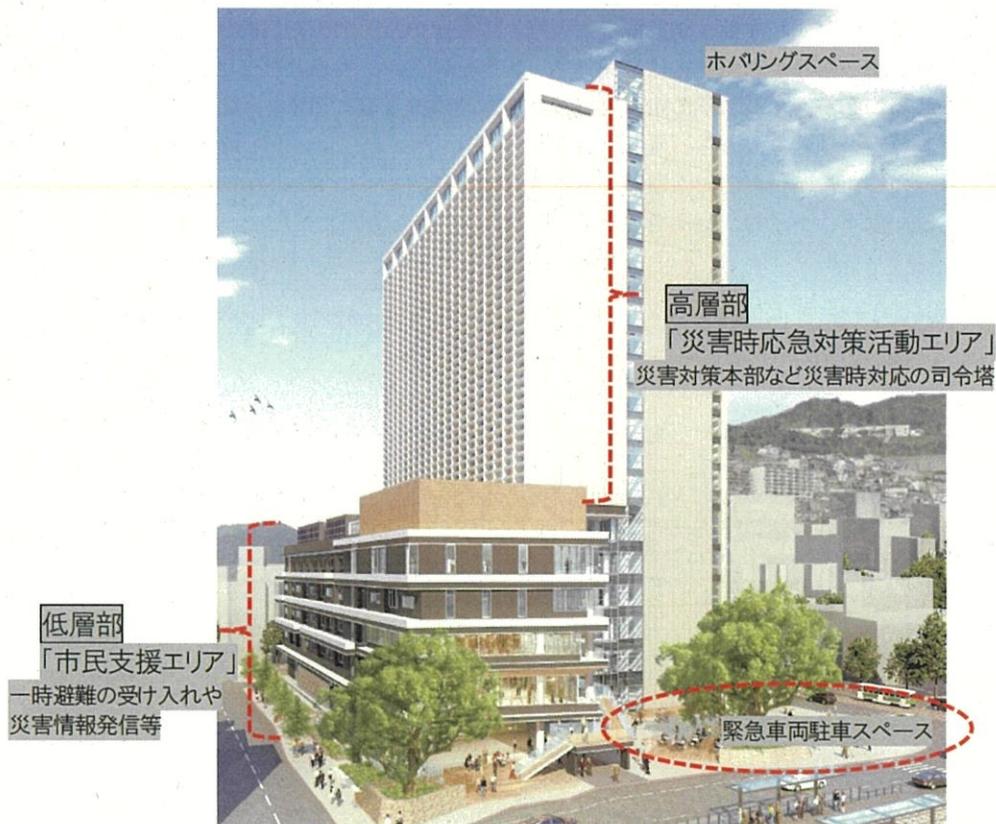
【 エネルギー消費量の削減効果 】

上の図は、建物が消費するエネルギー量を、一般的な省エネ技術を用いた場合（現行の省エネ基準）と、今回の新庁舎とで比較したイメージです。（建物の延べ面積は同じと設定）

新庁舎では、輻射パネル空調方式の採用やLED照明器具の効率的な制御などにより、現行の省エネ基準に対して、50%以上削減する計画となっています。

(2) 災害への対応

新庁舎の低層部は、市民等の一時避難受け入れや災害情報発信等の「市民支援エリア」とし、その上層部分に災害対策本部など災害時対応の司令塔となる「災害時応急対策活動エリア」を配置します。

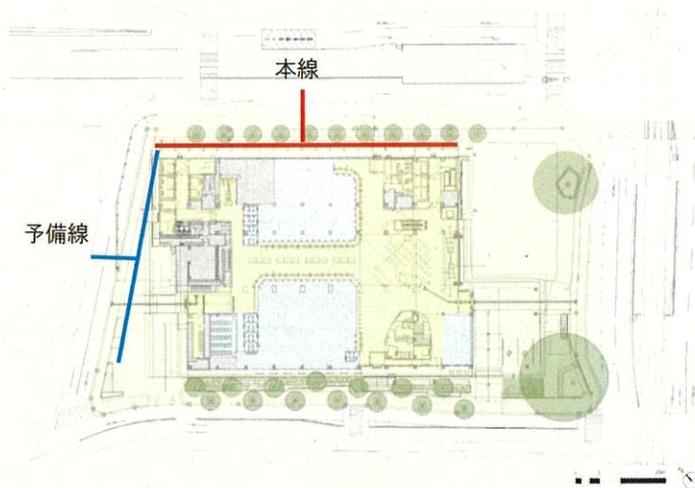


【災害発生時の庁舎のエリア区分のイメージ】

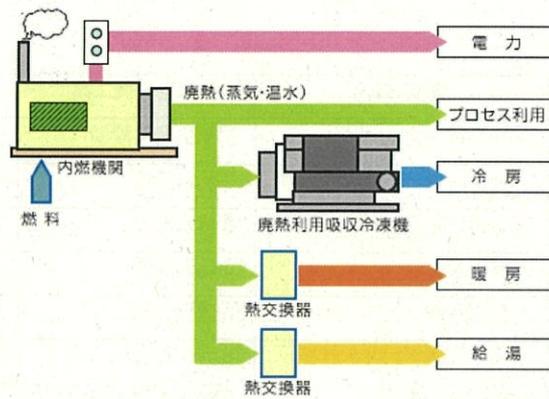
- ① 災害発生に伴う停電時においても市庁舎としての機能が維持出来るように、非常用発電設備を設置するとともに、3日以上稼働するために必要な重油を備蓄します。
- ② 受変電設備への引込は2回線とし、一方からの電力供給が途絶えても予備配線から電力供給できるよう、信頼性を高めます。
- ③ 中圧ガスを燃料とした発電設備（コージェネレーション設備）や太陽光発電設備（別途工事）を整備し、電力供給の複合化を図ることで、電力供給の確実性を高める計画とします。
- ④ 水道水の他に、雨水などを再利用水として利用するとともに、非常用排水槽の設置などにより、災害時のライフライン途絶時にも施設が機能できるような計画とします。
- ⑤ 浸水対策として受水槽を2階、電気室・機械室などを6階と19階に設置します。
- ⑥ 空調熱源は、電気・ガスの併用としライフラインの多重化を図ります。
- ⑦ 災害時においても、必要な機能を確保するため、庁舎内の諸室ごとに電力供給の割合を設定します。

	基幹諸室	優先執務室	一般執務室	市民支援諸室	その他
照 明	100%	100%	10%	40%	10%
コンセントなど	100%	100%	10%	10%	10%
空 調	100%	なし	なし	なし	なし

- ・基幹諸室…災害対策本部、防災危機管理室、市長室エリア、広報広聴課、サーバー室、機械室など
- ・優先執務室…避難活動の支援や市民活動（災害情報入手、食料及び生活必需品の確保等の支援、ライフライン・交通インフラの応急対応等の非常時優先業務に従事する部局（執務室のうち約3割）
- ・一般執務室…執務室のうち、優先執務室以外
- ・市民支援諸室…市民等の一時避難を受け入れるエリア
- ・その他…廊下、トイレ、駐車場などのエリア



【 電力引込の二重化のイメージ 】



【 コージェネレーションシステムのイメージ 】

(3) 衛生器具設備

節水型器具を選定し、利用者の利便性に配慮した器具選定を行います。



【 多目的トイレのイメージ 】



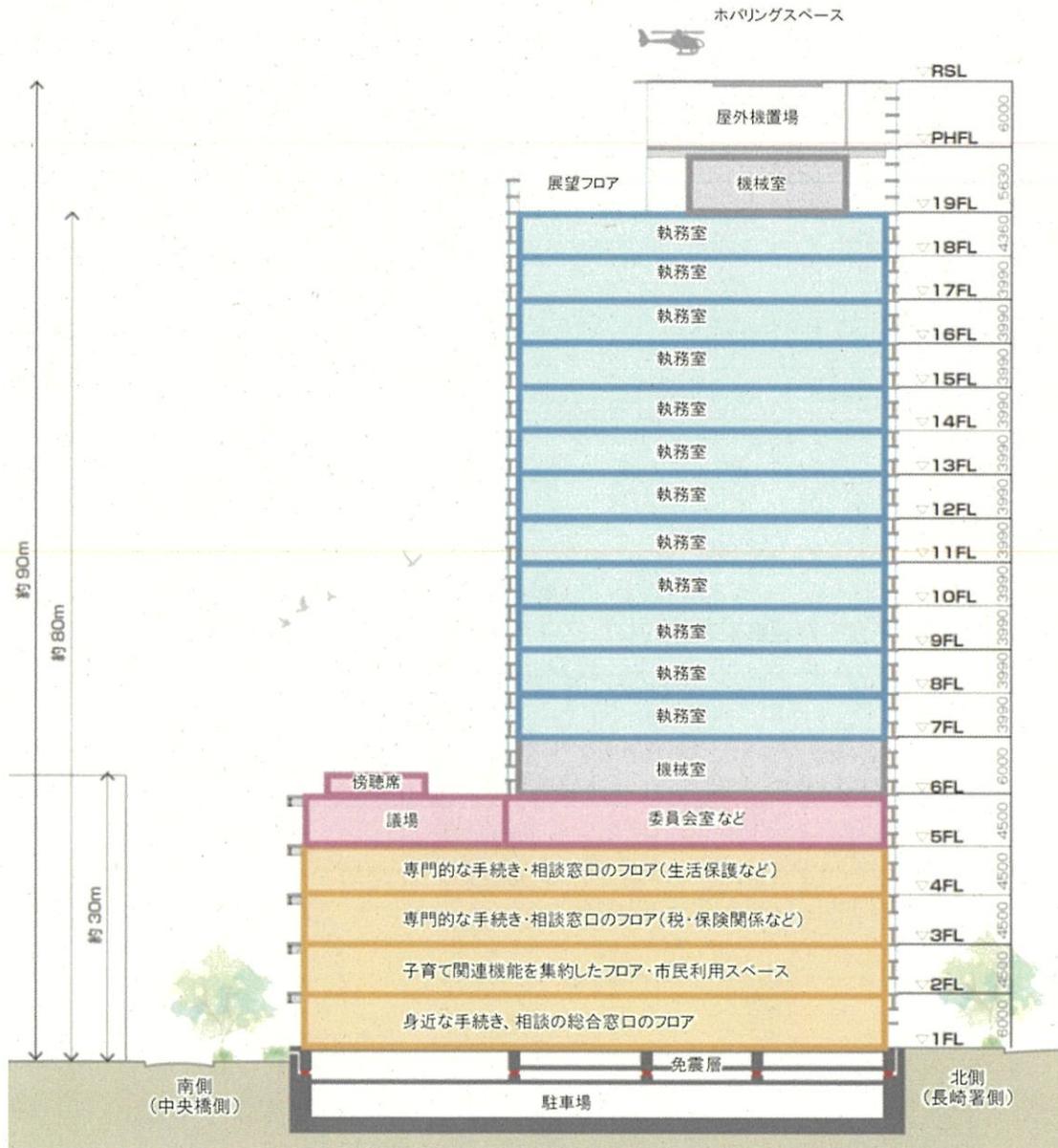
【 オストメイトの方も快適に利用できる前広便座のイメージ 】

2 設備工事概要

空調設備工事	電気工事	衛生設備工事	通信工事
①熱源設備	①受変電設備	①衛生器具設備	①構内交換設備
②空気調和設備	②発電設備	②給水設備	②構内情報通信網設備
③換気設備	③電力貯蔵設備	③排水設備	③登退庁設備
④排煙設備	④幹線設備	④給湯設備	④拡声設備
⑤自動制御設備	⑤動力設備	⑤消火設備	⑤映像・音響設備
	⑥電灯設備	⑥ガス設備	⑥議場・委員会用配管設備
	⑦雷保護設備	⑦雨水ろ過設備	⑦誘導支援設備
	⑧航空障害灯設備	⑧さく井設備	⑧テレビ共同受信設備
	⑨ホバリング対応設備		⑨情報表示設備
	⑩構内配電線路		⑩ITV 設備
	⑪構内通信線路		⑪駐車場管制設備
	⑫モックアップ設備		⑫入退室管理設備
			⑬機械警備設備
			⑭火災報知設備

3 断面計画

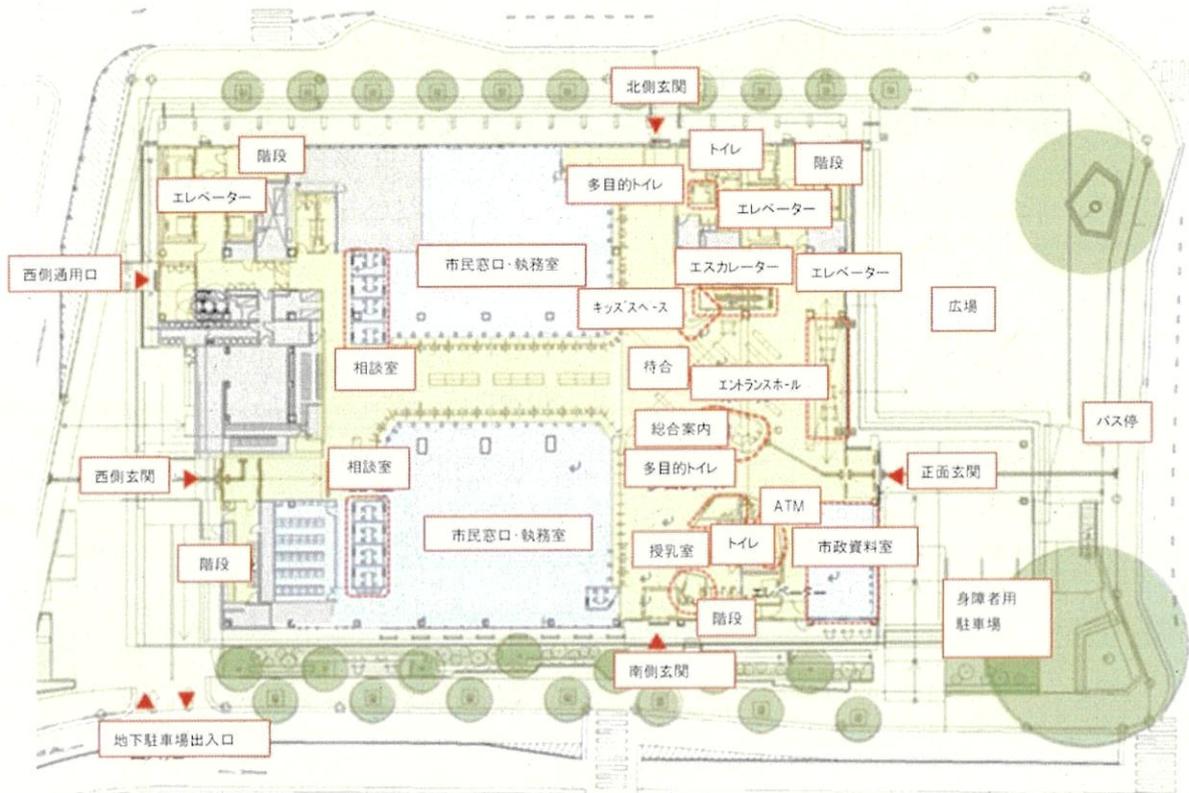
- ① 1階から4階には、身近な手続きや相談の総合窓口、子育てワンストップ窓口、市税や生活保護などの専門的な相談窓口を配置します。
- ② 5階には、議会の独立性を保ちながら機能的な議会運営を行うため、また、来庁者が訪れやすいように議会機能を集約して配置します。
- ③ 6階には、議場の傍聴席と機械室の一部を配置します。
- ④ 7階から18階には、市長室、危機管理機能及び執務室などを配置します。
- ⑤ 19階には、長崎の風景を一望することができる展望スペースと機械室の一部を配置します



断面計画・フロア配置

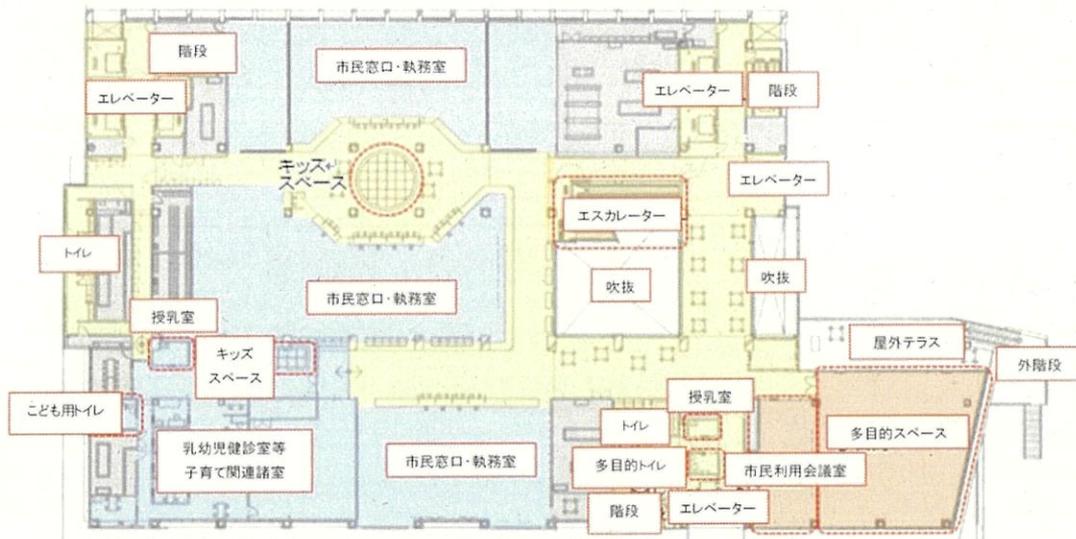
4 平面計画

(1) 1階 ~身近な手続き、相談の総合窓口のフロア~



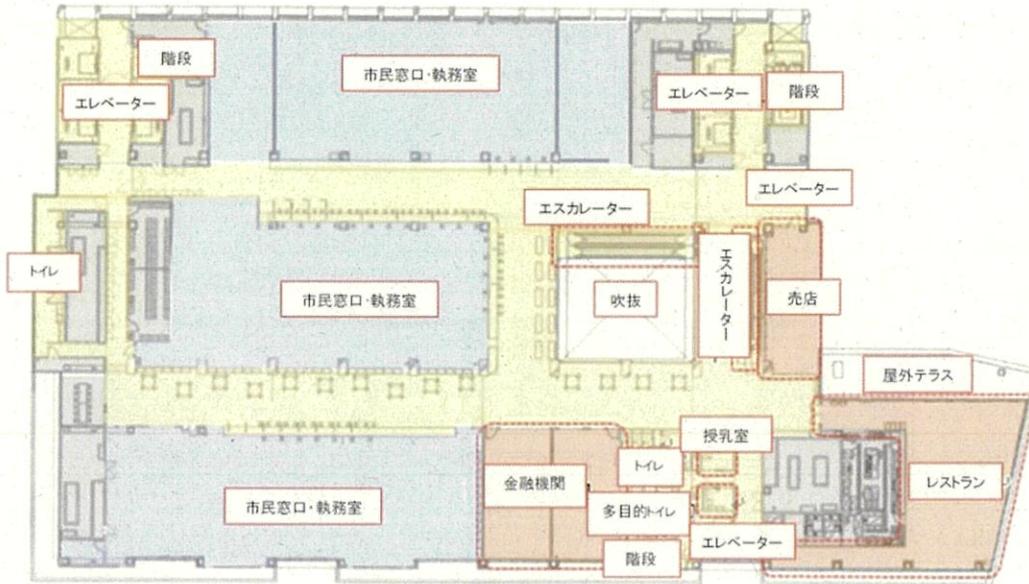
1階平面図

(2) 2階 ~子育て関連機能を集約したフロア (子育てワンストップ窓口) ~

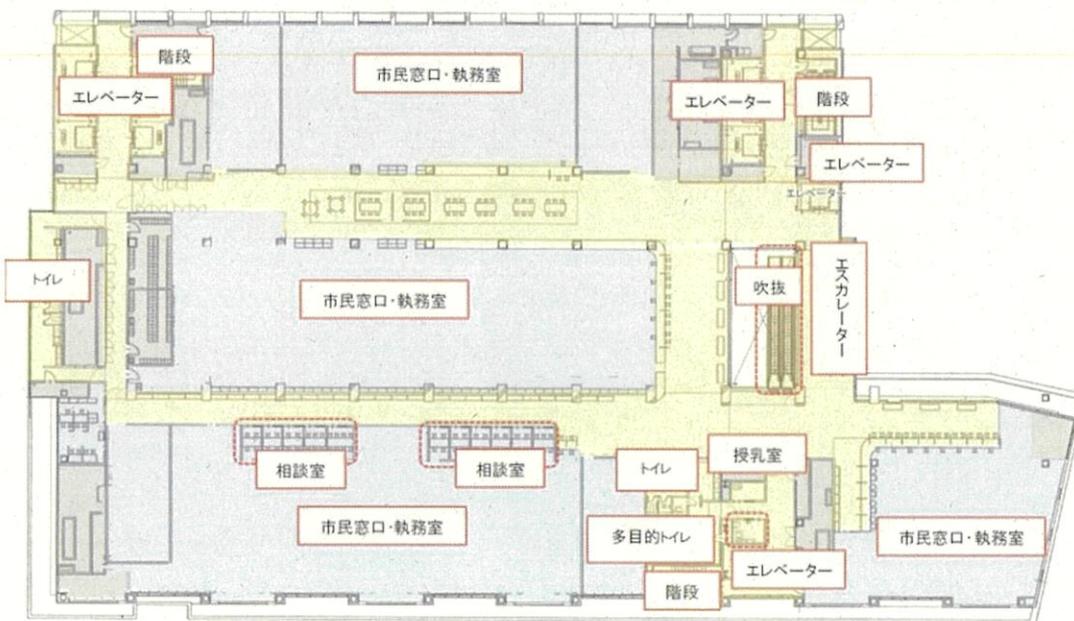


2階平面図

(3) 3階・4階 ～専門的な手続き・相談窓口のフロア～

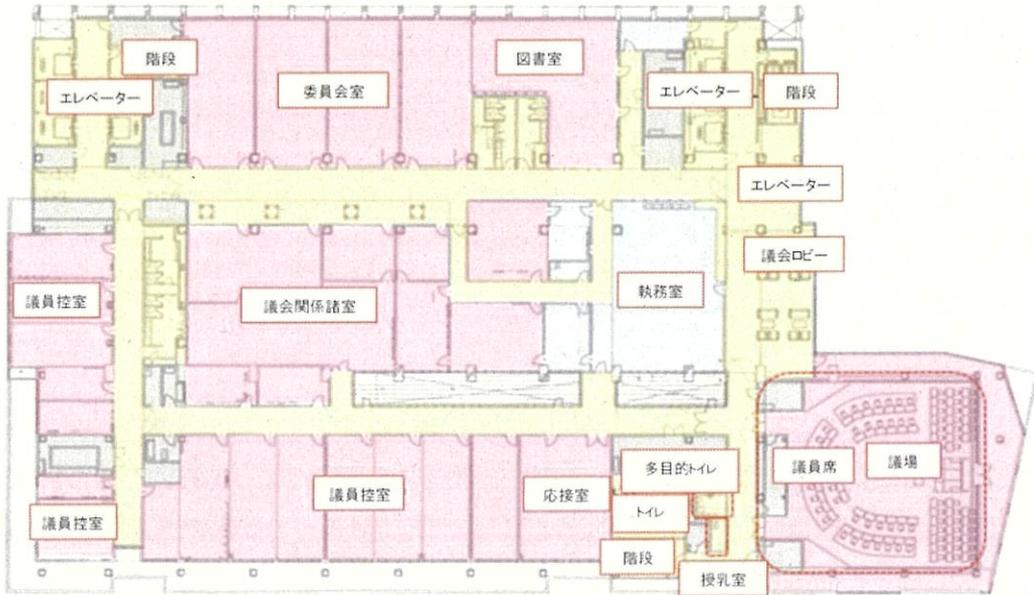


3階平面図



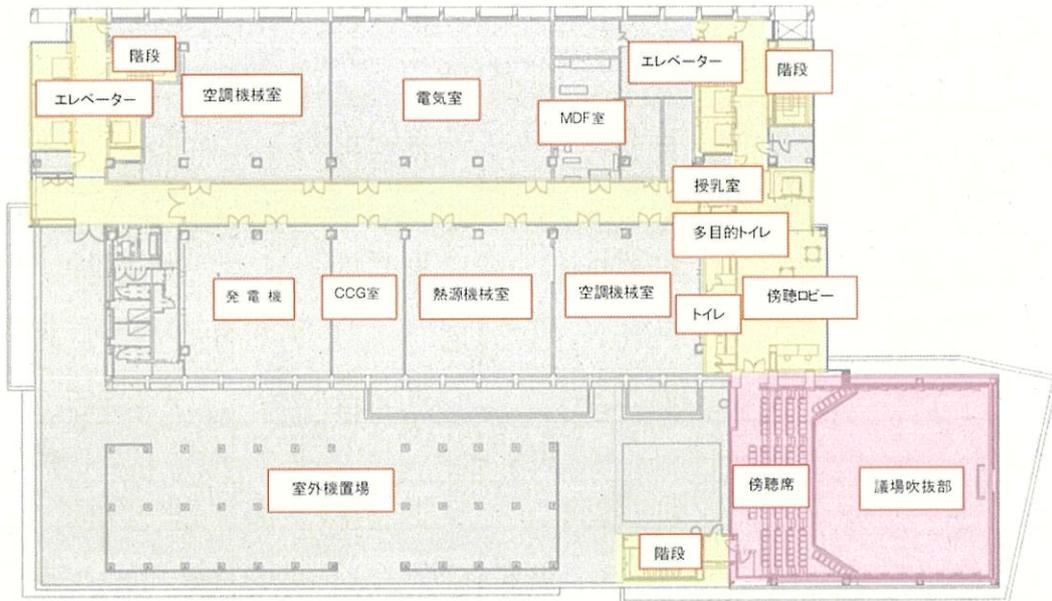
4階平面図

(4) 5階 ～市議会フロア～



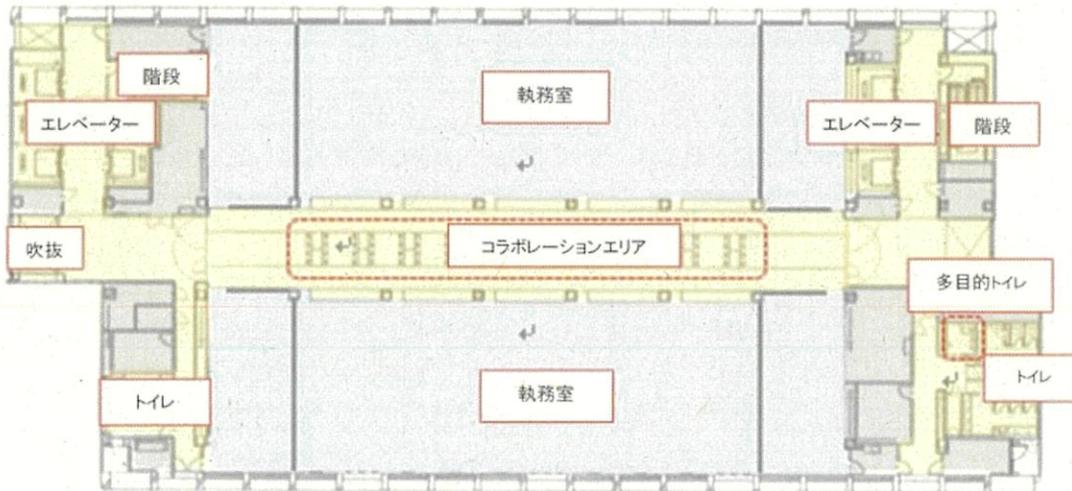
5階平面図

(5) 6階 ～電気室・機械室フロア～



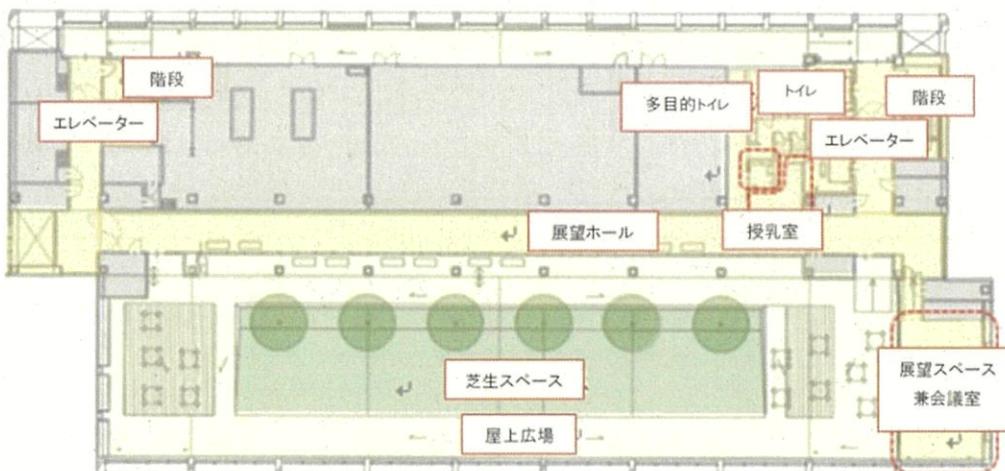
6階平面図

(6) 7階～18階(基準階) ～執務室～



7～18階(基準階)平面図

(7) 19階 ～展望フロア～



19階平面図